

平成30年度（2018年度）飯田市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

第1 計画の位置づけ

1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和45年飯田市条例第56号）の規定に基づき、平成29年9月に策定した飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の実施のために必要な平成30年度（2018年）の計画について策定するものです。

2 対象期間

平成30年（2018年）4月1日から平成31年（2019年）3月31日まで

3 計画対象区域

飯田市全域

第2 ごみ処理実施計画

1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および区分

（1）家庭系ごみ

表1 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分（家庭系ごみ）

| 分別区分 | | 種 類 | |
|-------|--------|---|---|
| 燃やすごみ | | 紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、ビニール製品、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、カーペット・じゅうたん、畳 | |
| 埋立ごみ | | 金属とプラスチック類でできていて分解できないもの、ガラス類、せともの、蛍光灯、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く。） | |
| 特定ごみ | | 乾電池、水銀体温計、使い捨てライター、水銀血圧計 | |
| 資源ごみ | 紙 | ダンボール | ダンボール |
| | | 新聞紙 | 新聞紙 |
| | | その他紙 | 雑誌、チラシ、牛乳パック、ジュースパックなどダンボールおよび新聞紙のいずれにも該当しない紙 |
| | 金属 | | 缶および金属類 |
| | ガラスびん | 無色透明 | ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明のガラスでできたもの |
| | | 茶 | ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもの |
| | | その他 | ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明又は茶色以外の色のガラスでできたもの |
| | ペットボトル | | ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器 |
| プラマーク | | 商品が入っていたプラスチック製又はビニール製の容器包装（ペットボトルを除く。） | |
| 粗大ごみ | | ソファー、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、その他市長が認めるもの | |

（2）事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、市では収集しません。

2 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理

(1) 家庭系ごみ

ア 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

表2 分別して収集するものとした一般廃棄物の処理（家庭系ごみ）

| 分別区分 | 収集方式 | 収集回数 | 収集・運搬を実施する者 | 中間処理又は最終処分 | | ごみ処理手数料 | |
|-----------------|--------|-------------------|---------------|---------------------------------------|--|--|----|
| | | | | 実施する者 および施設 | 処理又は 処分方法 | | |
| 燃やすごみ (可燃ごみ) | ごみ集積所 | 週2回 ～3回 | 市(委託)※ | 南信州広域連合(直営) ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター | 焼却 | 30円(小袋) 60円(大袋) 120円 (ごみ袋に入らない、規定の大きさまでのもの) | |
| | 直接搬入 | — | 排出者又は 許可業者 | | | 10kgごとに 180円 | |
| 埋立ごみ (不燃ごみ) | ごみ集積所 | 2月に 1回～ 月2回 | 市(委託) | 市(直営) 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代) | 埋立 | 60円(大袋) 120円 (ごみ袋に入らない、規定の大きさまでのもの) | |
| | 直接搬入 | — | 排出者又は 許可業者 | | | 10kgごとに 150円 | |
| 特定ごみ | ごみ集積所 | 2月に 1回～ 月2回 | 市(委託) | | 乾電池・水銀体温計：保管後に資源化のため民間業者へ搬出 使い捨てライター：ガス点検後に埋立 | | |
| 資源ごみ | 紙 | ごみ集積所 | 月1回 ～2回 | 市(委託) | 市(委託) | 資源化のため民間業者へ搬出(うち一部は容器包装リサイクル法に基づく処理) | 無料 |
| | | 直接搬入 | — | 排出者又は 許可業者 | | | |
| | 金属 | ごみ集積所 | 月1回 ～2回 | 市(委託) | 市(委託) | | |
| | | 直接搬入 | — | 排出者又は 許可業者 | | | |
| | ガラスびん | リサイクルステーション | 月1回 ～月4回 | 市(委託) | 市(委託) | | |
| | ペットボトル | リサイクルステーション | 月1回 ～月4回 | 市(委託) | 市(委託) | | |
| プラマーク | ごみ集積所 | 月2回 ～週1回 | 市(委託) | 市(委託) | | | |
| 粗大ごみ | 戸別収集 | 年2回 | 市(委託) | 南信州広域連合(直営) ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター | 焼却 | 表3参照 | |
| | | | | 市(直営) 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代) | 埋立 | | |
| | | | | 市 | 資源化のため一般社団法人家電製品協会へ引き渡す。(特定家庭用機器再商品化法に基づく処理) | | |

※ 市の委託業者については、表6および表7を参照

表3 粗大ごみの処理手数料

| 長さ、幅および高さの合計 | 手数料 |
|-------------------|---------|
| 150cm 未満 | 1,150 円 |
| 150cm 以上 200cm 未満 | 1,800 円 |
| 200cm 以上 250cm 未満 | 2,450 円 |
| 250cm 以上 300cm 未満 | 3,100 円 |
| 300cm 以上 350cm 未満 | 3,750 円 |
| 350cm 以上 400cm 未満 | 4,400 円 |
| 400cm 以上 450cm 未満 | 5,050 円 |
| 450cm 以上 500cm 未満 | 5,700 円 |
| 500cm 以上 | 収集しない |

イ 収集方式および分別区分ごとの収集対象とするもの（家庭系ごみ）

(ア) ごみ集積所において収集するもの

- a 収集当日午前7時まで、指定されたごみ集積所へ排出されたもの
- b 1回の収集において、1世帯につきごみの分別区分ごとに3袋又は3束以内の量において排出されたもの
- c 適正な分別がされているもの（表1による。）
- d 規定のごみ処理手数料相当の収入証紙の印刷又は貼付がされているもの（表2による。）
- e その他ごみの分別区分ごとの規定が守られているもの

(a) 燃やすごみ

- i 指定ごみ袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋に入れられていること。
- ii 指定ごみ袋に入らないものは、以下の大きさ以内のもの又は形態のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの
(1本の太さは15cm以下とする。)
 - (iii) 布団類 1枚ずつ畳むか丸めて縛られたもの
(1回の収集に排出できるのは1世帯1枚までとし、雨の日には排出しないこと。)
 - (iv) じゅうたん類 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの
 - (v) その他のもの 幅および奥行がそれぞれ1m以下であり、かつ、高さ30cm以下のもの

(b) 埋立ごみ

- i 指定ごみ袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋に入れられていること。
- ii 指定ごみ袋に入らないものは、以下の大きさ以内のものであること。
 - (i) 板状のもの 1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下に束ねられたもの
 - (ii) 棒状のもの 長さ1m以下で、かつ、直径30cm以下に束ねられたもの
 - (iii) その他のもの 幅および奥行がそれぞれ1m以下であり、かつ、高さ30cm以下のもの

(c) 特定ごみ

透明な袋に入れられて埋立ごみのごみ集積所にわかりやすいように排出されているもの又は備え付けの乾電池入れに入れられているもの

(d) 資源ごみ（紙）

- i ダンボール、新聞紙又はその他紙に分別されていること。
- ii 袋や箱に入らずに、1辺1m以下で、かつ、厚さ30cm以下にビニールひも等で十字にしばられていること。

(e) 資源ごみ（金属）

- i 指定ごみ袋に入る大きさのものは、指定ごみ袋に入れられていること。
- ii 指定ごみ袋に入らないものは、幅および奥行がそれぞれ1m以下で、かつ、高さ30cm以下のもの（自転車等は除く。）。)

(f) 資源ごみ（プラマーク）

- i 指定ごみ袋に入れられていること。
- ii 食品等の残りがなく、かつ、汚れがないこと。
- iii レジ袋等にまとめて入れられていないこと。

- iv 発泡スチロール類は板状にしてあること。
 - v チューブ類は切って中をきれいにしてあること。
 - vi ボトル類のキャップははずしてあること。
- (イ) リサイクルステーション
- a 収集当日午前7時30分から午前9時までに、開設されたリサイクルステーションへ排出されたもの
 - b 適正な分別がされているもの（表1による。）
 - c その他ごみの分別区分ごとの規定が守られているもの
 - (a) ペットボトルはキャップおよびラベルが外され、洗浄され、かつ、潰されていること。
 - (b) ガラスびんはキャップが外され、かつ、洗浄されていること。
 - d 上記のほか、市長が定める規定が守られていること。

ウ 地区および分別区分ごとの収集頻度（家庭系ごみ）

表4 地区別収集計画（ごみ集積所）

| No. | 地区名 | | 燃やすごみ | 埋立ごみ / 資源ごみ（紙・金属） | | 資源ごみ （プラマーク） | |
|-----|-------------------------------|----------------|-------|---------------------------|------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 大門町・桜町・大王路・小伝馬町1・錦町・東新町・諏訪町 | | 月・木 | 1/3金 | | 金 | |
| 2 | 伝馬町 | | 月・水・金 | 1/3金 | | 金 | |
| 3 | 小伝馬町2・浜井町・吾妻町・鈴加町・宮ノ上・宮の前・高羽町 | | 火・金 | 1/3月 | | 月 | |
| 4 | 江戸浜町・江戸町・上馬場町・下馬場町 | | 火・金 | 2/4水 | | 水 | |
| 5 | 東栄町・二本松・仲ノ町 | | 月・木 | 2/4水 | | 水 | |
| 6 | くつわ小路 | | 月・木 | 1/3水 | | 水 | |
| 7 | 東中央通 | | 火・金 | 1/3水 | | 水 | |
| 8 | 中央通り・大横町・通り町・松尾町 | | 月・水・金 | 1/3火 | | 火 | |
| 9 | 本町・知久町・下殿町・上常盤町・下常盤町・箕瀬町 | | 月・水・金 | 1/3木 | | 木 | |
| 10 | 扇町・水の手町・南常盤町・愛宕町 | | 月・木 | 1/3木 | | 木 | |
| 11 | 大久保町・銀座・追手町・長姫町・主税町 | | 月・水・金 | 1/3水 | | 水 | |
| 12 | 羽場 | | 月・木 | 2/4火 | | 火 | |
| 13 | 丸山 | | 火・金 | 2/4月 | | 月 | |
| 14 | 元町・東和町 | | 月・木 | 1/3火 | | 火 | |
| 15 | 座光寺 | | 月・木 | 2/4月 | | 月 | |
| 16 | 松尾 | 上溝・新井・寺所・久井・八幡 | 火・金 | 1/3水 | | 水 | |
| 17 | | 水城・城 | 火・金 | 2/4水 | | 水 | |
| 18 | | 代田・毛賀 | 月・木 | 2/4水 | | 水 | |
| 19 | | 明・清水・促進住宅 | 火・金 | 1/3木 | | 木 | |
| 20 | | 常盤台・県営松尾住宅 | 火・金 | 2/4火 | | 火 | |
| 21 | 下久堅 | | 月・木 | 1/3月 | | 月 | |
| 22 | 上久堅 | | 火・金 | 1/3金 | | 金 | |
| 23 | 千代 | | 月・木 | 1/3木 | | 木 | |
| 24 | 龍江 | | 火・金 | 1/3金 | | 金 | |
| 25 | 竜丘・川路・三穂 | | 火・金 | 2/4金 | | 金 | |
| 26 | 山本 | | 火・金 | 1/3火 | | 火 | |
| 27 | 伊賀良 | | 火・金 | 2/4木 | | 木 | |
| No. | 地区名 | | 燃やすごみ | 埋立ごみ | 資源ごみ（紙・金属） | | 資源ごみ （プラマーク） |
| 28 | 県 | 下山・東郷・西郷 | 月・木 | 2/4水 | 紙1/3火 | 金属2/4火 | 金 |
| 29 | | 下茶屋・中平 | 月・木 | 2/4水 | 紙1/3金 | 金属2/4金 | 火 |
| 30 | | 上茶屋・上山・一色 | 火・金 | 1/3水 | 紙1/3木 | 金属2/4木 | 月 |
| 31 | | 切石・名古熊 | 火・金 | 1/3水 | 紙1/3月 | 金属2/4月 | 木 |
| 32 | 上郷 | 上黒田 | 月・木 | 1/3火 | 2/4月 | | 月 |
| 33 | | 下黒田北 | 月・木 | 1/3水 | 2/4月 | | 月 |
| 34 | | 下黒田南 | 月・木 | 2/4火 | 1/3月 | | 月 |
| 35 | | 下黒田東 | 月・木 | 2/4金 | 1/3月 | | 月 |
| 36 | | 丹保・北条・飯沼南 | 火・金 | 2/4水 | 1/3木 | | 木 |
| 37 | | 南条・別府上・別府下 | 火・金 | 1/3金 | 2/4木 | | 木 |
| 38 | 上村 | 上町・中郷・程野・下栗 | 月・木 | 2ヶ月に1回 第3土曜日の 前の金曜日 | 紙2/水 | 金属4/水 | 1/3水 |
| 39 | 南信濃 | 木沢・橋北 | 月・木 | 第4土曜日の 前の金曜日 | 紙4/水 | 金属2/水 | 1/3水 |
| 40 | | 橋南・八重河内・南和田 | 月・木 | 第2土曜日の 前の金曜日 | 紙4/火 | 金属2/火 | 1/3火 |

表5 地区別収集計画（リサイクルステーション）

| 回収日 | 地 区 | 場 所 | 備 考 |
|---|----------------|--------------------|-----|
| 偶数月 第1土曜日 (4月 7日) (6月 2日) (8月 4日) (10月 6日) (12月 1日) (2月 2日) | 橋北 | 橋北臨時駐車場 | |
| | 橋南 | 県飯田合同庁舎前 | |
| | 羽場 | 羽場公民館 | |
| | 丸山 | 砂払浄水場下 | |
| | 座光寺 | J Aみなみ信州座光寺旧選果場 | |
| | 松尾 | 常盤台集会所 | |
| | 川路 | 川路2区公民館下 | |
| | 三穂 | 三穂自治振興センター駐車場 | |
| | 三穂 | 下瀬悠愛館 | |
| | 伊賀良 | 北方入野選果場跡 | |
| | 伊賀良 | 下殿岡八幡社内公会堂前 | |
| | 鼎 | 切石杉の子館（旧鼎西保育園） | |
| | 鼎 | 久米路橋際 | |
| | 上郷 | 国土交通省飯沼第3 宿舎前 | |
| 偶数月 第2土曜日 (4月 14日) (6月 9日) (8月 11日) (10月 13日) (12月 8日) (2月 9日) | 橋南 | 愛宕加藤酒店前駐車場 | |
| | 東野 | 東野公民館横駐車場 | |
| | 松尾 | 久井集会所 | |
| | 松尾 | 清水コミュニティ消防センター前駐車場 | |
| | 下久堅 | 下久堅郵便局西隣駐車場 | |
| | 千代 | 米川公会堂 | |
| | 龍江 | 尾科公民館前 | |
| | 竜丘 | 時又ふれあいセンター横 | |
| | 川路 | 川路6区コミュニティセンター前 | |
| | 山本 | 山本公民館駐車場 | |
| | 伊賀良 | 中村会館 | |
| | 鼎 | 上山区民センター | |
| | 上郷 | 下黒田東コミュニティ消防センター前 | |
| | 上郷 | 上郷そさい集荷所（南条） | |
| | 上郷 | 御殿山コミュニティセンター | |
| | 上村 | 上村自治振興センター駐車場 | |
| 南信濃 | B & G海洋センター駐車場 | | |
| 偶数月 第3土曜日 (4月 21日) (6月 16日) (8月 18日) (10月 20日) (12月 15日) (2月 16日) | 橋北 | 浜井町県職員住宅前 | |
| | 羽場 | 正永町2丁目集会所 | |
| | 東野 | 宮ノ上堤公園 | |
| | 松尾 | 八幡町第2公会堂 | |
| | 松尾 | 八幡様駐車場 | |
| | 下久堅 | 富田沢橋際 | |
| | 上久堅 | 上久堅農村広場 | |
| | 龍江 | 龍江公民館駐車場 | |
| | 川路 | J Aみなみ信州川路事業所駐車場 | |
| | 三穂 | 立石消防詰所横 | |
| | 伊賀良 | 昭和消防詰所横 | |
| | 伊賀良 | 三尋石市営集会所 | |
| | 鼎 | 一色公民館 | |
| | 上郷 | 北条遊園地 | |
| 上郷 | 五十川商店前 | | |

| 回収日 | 地 区 | 場 所 | 備 考 |
|---|---|-------------------|---------------|
| 偶数月 第4土曜日 (4月 28日) (6月 23日) (8月 25日) (10月 27日) (12月 22日) (2月 23日) | 橋南 | 御蔵公会堂 | |
| | 丸山 | 飯田信用金庫上飯田支店上 | |
| | 座光寺 | 座光寺自治振興センター下駐車場 | |
| | 松尾 | 新井コミュニティ消防センター | |
| | 松尾 | 寺所コミュニティ消防センター横公園 | |
| | 上久堅 | 旧平栗分校下 | |
| | 千代 | 法山振興センター | |
| | 千代 | 野池公民館駐車場 | |
| | 千代 | 菽坪生活センター前 | |
| | 竜丘 | 上川路公民館 | |
| | 川路 | 川路8区マレットゴルフ場駐車場 | |
| | 山本 | 箱川郷づくり研修センター | |
| | 伊賀良 | 伊賀良公民館 | |
| | 伊賀良 | 北方山口選果場 | |
| | 鼎 | 名古熊公民館駐車場 | |
| | 奇数月 第1土曜日 (5月 5日) (7月 7日) (9月 1日) (11月 3日) (1月 5日) (3月 2日) | 上郷 | 下黒田南多世代交流プラザ前 |
| 上村 | | 中郷コミュニティセンター駐車場 | |
| 橋北 | | 橋北臨時駐車場 | |
| 羽場 | | 松川町集会所前 | |
| 東野 | | 高羽町駅西公園 | |
| 松尾 | | 毛賀区民会館 | |
| 下久堅 | | 広域農道柏原登口 | |
| 千代 | | 下村公会堂 | |
| 千代 | | 千代丘公園前 | |
| 龍江 | | 龍江四区コミュニティ消防センター | |
| 三穂 | | 三穂自治振興センター駐車場 | |
| 山本 | | 南平研修センター | |
| 伊賀良 | | 三日市場研修センター | |
| 鼎 | | 飯田信用金庫鼎支店駐車場 | |
| 鼎 | | 下山区民会館 | |
| 上郷 | | 上黒田集落センター前 | |
| 上郷 | 黒田橋上柏原登口辻 | | |
| 上郷 | 飯沼公会堂 | | |
| 奇数月 第2土曜日 (5月 12日) (7月 14日) (9月 8日) (11月 10日) (1月 12日) (3月 9日) | 橋北 | 大門町自治会館 | |
| | 橋南 | 飯田市役所土木倉庫横 | |
| | 丸山 | 押洞森竹アパート上 | |
| | 座光寺 | 中河原集会所 | |
| | 松尾 | 明コミュニティ防災センター駐車場 | |
| | 松尾 | 上溝集会所 | |
| | 下久堅 | 南原構造改善センター | |
| | 千代 | 毛呂窪公民館 | |
| | 竜丘 | 竜丘公民館駐車場 | |
| | 川路 | 川路3区消防詰所横 | |
| | 三穂 | J Aみなみ信州三穂事業所駐車場 | |
| | 山本 | 久米会館 | |
| | 伊賀良 | 旭中運動場入り口 | |
| | 鼎 | 西鼎公園 | |
| | 上郷 | 別府児童館 | |
| | 上郷 | 城東3号公園 | |
| 上村 | 程野区民センター駐車場 | | |
| 南信濃 | 南信濃自治振興センター駐車場 | | |

| 回収日 | 地 区 | 場 所 | 備 考 |
|---|------------------|---------------------|-----|
| 奇数月 第3土曜日 (5月19日) (7月21日) (9月15日) (11月17日) (1月19日) (3月16日) | 橋南 | 城下グラウンド | |
| | 羽場 | 羽場第1公会堂 | |
| | 丸山 | 今宮神社参道横 | |
| | 東野 | 吾妻橋上公園 | |
| | 座光寺 | 大堤児童遊園地 | |
| | 松尾 | 代田公民館 | |
| | 松尾 | 飯田女子短大西門前 | |
| | 下久堅 | 下虎岩コミュニティ消防センター上駐車場 | |
| | 上久堅 | 上久堅農村広場 | |
| | 龍江 | 太田上県道待避所 | |
| | 竜丘 | 駄科諏訪神社横 | |
| | 川路 | 天竜峡ソーマ化粧品前 | |
| | 伊賀良 | 北方会館 | |
| | 鼎 | 野村左官店駐車場 | |
| 上郷 | J Aみなみ信州黒田資材センター | | |
| 奇数月 第4土曜日 (5月26日) (7月28日) (9月22日) (11月24日) (1月26日) (3月23日) | 橋北 | 飯田創造館駐車場前 | |
| | 橋南 | 飯田信用金庫西支店 | |
| | 松尾 | 松尾自治振興センター北側スペース | |
| | 松尾 | 水城コミュニティ消防センター | |
| | 上久堅 | 上平集落センター前駐車場 | |
| | 龍江 | 龍江1区公民館 | |
| | 竜丘 | 長野原区民センター前 | |
| | 川路 | 川路5区祢弥沢橋下 | |
| | 山本 | 二ツ山集会所 | |
| | 伊賀良 | 育良町記念会館 | |
| | 伊賀良 | 上殿岡ふれあい広場 | |
| | 鼎 | 鼎コミュニティ防災センター駐車場 | |
| | 上郷 | 別府上コミュニティセンター | |
| | 上郷 | 丹保農村公園駐車場 | |
| 上村 | 下栗総合交流会館前庭 | | |
| 5月・8月・11月・ 2月 第4土曜日 (5月26日) (8月25日) (11月24日) (2月23日) | 南信濃 | 梨元ていしやば横 | |

表6 一般廃棄物収集運搬委託業者

| 業者名 | 代表者氏名 | 住 所 | 備考 |
|-------------|--------|-----------------|----|
| 有限会社飯田美掃 | 木下 泰男 | 飯田市龍江414番地 | |
| 有限会社片桐清掃 | 片桐 敏郎 | 飯田市下久堅下虎岩483番地6 | |
| 有限会社福岡清掃事業所 | 福岡 勲 | 飯田市下久堅下虎岩526番地1 | |
| 飯田クリーン有限公司 | 相津 博人 | 飯田市大王路2丁目4番地2 | |
| 有限会社カメヤマ | 亀山 浩司 | 飯田市鼎中平2282番地3 | |
| 株式会社五十川商店 | 五十川 賢治 | 飯田市上郷黒田838番地1 | |
| 有限会社宮口屋 | 犬飼 稔 | 飯田市川路2875番地 | |
| 有限会社竹原運送店 | 竹原 友洋 | 飯田市上郷飯沼519番地1 | |
| ジャーナル商事株式会社 | 松下 透 | 飯田市高羽町3丁目1番地11 | |

表7 一般廃棄物中間処理委託業者

| 業者名 | 代表者氏名 | 住 所 | 対象となるごみの種類 |
|--------------------------|-------|-----------------------|--------------------|
| 株式会社マエダ | 前田 賢二 | 飯田市松尾上溝 3141 番地 | 資源ごみ（紙、金属、プラマーク） |
| 前田産業株式会社 | 前田 隆 | 飯田市松尾町2丁目 16 番地 | 資源ごみ（紙、金属、プラマーク） |
| 有限会社ナカタ商事 | 仲田 政子 | 飯田市松尾代田 862 番地4 | 資源ごみ（紙、金属） |
| 株式会社丸硝 | 堤 俊彦 | 岐阜県大垣市荒尾町 674 番地 | 資源ごみ（ガラスびん） |
| 前田産業株式会社 | 前田 隆 | 飯田市松尾町2丁目 16 番地 | 資源ごみ（ガラスびん、ペットボトル） |
| 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 | 齋藤 信雄 | 東京都港区虎ノ門1-14-1 | 資源ごみ（プラマーク、ペットボトル） |
| 株式会社マエダ | 前田 賢二 | 飯田市松尾上溝 3141 番地 | 埋立ごみ（使用済小型電子機器等） |
| JFE 条鋼株式会社 西日本工場水島製造所 | 稲富 淳 | 岡山県倉敷市水島川崎通 1丁目5番2 | 特定ごみ（乾電池） |
| 未定 | | | 特定ごみ（水銀体温計） |

(2) 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業者が自らの責任において適正に処理することとしています。収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。処分については、燃やすごみについては、稲葉クリーンセンターでの受け入れも行っていきます。（表2 燃やすごみ直接搬入欄に準ずる。）
その他の事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとしています。なお、飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）では事業系のごみは受け入れていません。

(3) 市が収集しない一般廃棄物の概要

表8 市が収集しない一般廃棄物の概要

| 区 分 | 例 示 | 処理方法に係る市長の指示 |
|---|---|--|
| 家電リサイクル法 対象品目 (家庭系ごみ) ※粗大ごみ戸別収集事業に限り、収集をします。 | テレビ (ブラウン管式) (液晶式) (プラズマ式) エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機 | 排出者は、当該製品を購入した小売店、買替えをする小売店へ既定のリサイクル料金および収集運搬料金を支払い、引取りを依頼するものとする。ただし、購入した小売店が廃業した場合や遠方にある場合、わからない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ引取りを依頼するか、粗大ごみ戸別収集事業を利用するものとする。なお、自ら運搬ができる場合は、あらかじめ郵便局にて既定のリサイクル料金を支払い、定められた「指定引取場所」へ搬入することができる。 <指定引取場所> 前田産業株式会社(飯田市上郷別府 3341 番地 3) 有限会社丸伝運送 高森物流センター(高森町下市田 3210 番地 12) |
| パソコン (家庭系ごみ) | デスクトップパソコン本体 ノートパソコン ディスプレイ | 排出者は、当該製品を製造したメーカーへ、回収を行うメーカーがない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会へ回収を依頼するものとする。 |
| 在宅医療廃棄物 (家庭系ごみ) | 注射針又は注射針がついたもの (ペン型自己注射針、インスリン 注入器、血糖値測定器など) 血液、体液が付着したもの 感染性があるもの | 排出者は、当該一般廃棄物については、受け取った医療機関へ返却するものとする。 |
| 専門業者へ 直接処理を 依頼するもの (家庭系ごみ) | 自動車や二輪車等のタイヤ、 自動車や二輪車等のバッテリー 風呂釜、ボイラー、消火器 薬品(入れ物を含む)、スプリング 入りマット、充電電池など | 排出者は、当該一般廃棄物については、当該品目を取り扱う業者へ処理を依頼するものとする。 |

| 区 分 | 例 示 | 処理方法に係る市長の指示 |
|------------------|-------------------------------|---|
| 大型のごみ (家庭系ごみ) | ごみ集積所に 排出できない大きさの 燃やすごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。 |
| | ごみ集積所に 排出できない大きさの 埋立ごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。 |
| | ごみ集積所に 排出できない大きさの 資源ごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 |
| 大量のごみ (家庭系ごみ) | ごみ集積所に 排出できない量の 燃やすごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。 |
| | ごみ集積所に 排出できない量の 埋立ごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市最終処分場へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者へ依頼し、行うものとする。 |
| | ごみ集積所に 排出できない量の 資源ごみ | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 当該一般廃棄物の処分については、市長が適当と認めたものについては、飯田市が中間処理を委託した業者へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 |
| 事業系一般廃棄物 | 事業活動に伴い 発生した一般廃棄物 | 排出者は、当該一般廃棄物の収集又は運搬については、自ら又は一般廃棄物収集運搬業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 また、当該一般廃棄物の処分については、南信州広域連合長が適当と認めたものについては、南信州広域連合のごみ中間処理施設へ依頼し、行うことができるものとする。それ以外のものについては、一般廃棄物処分業許可業者等へ依頼し、行うものとする。 |

3 ごみの処理施設

(1) 中間処理施設の概要

表9 中間処理施設の概要

| 施設名称 | 所在地 | 種別 | 処理能力 |
|-------------------------------|------------------------|-------|------------------------------------|
| 南信州広域連合ごみ中間処理施設 稲葉クリーンセンター | 飯田市下久堅稲葉 1526 番地 1 | 焼却施設 | 全連続燃焼式 ストーカ式焼却炉 46.5t/24h×2炉 |
| 飯田市堆肥センター | 飯田市下久堅下虎岩 317 番地 19 | 堆肥化施設 | 23t/日 |

(2) 最終処分場の概要

表 10 最終処分場の概要

| 施設名称 | 所在地 | 種別 | 処理能力 |
|-------------------------|--------------------|-----------------|---|
| 飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代) | 飯田市千栄 1677 番地 4 | 埋立処分施設 (管理型) | 埋立面積 13,800 m ² 埋立容積 101,000 m ³ |

4 平成30年度（2018年度） ごみの排出量および処理量等計画値

表11 平成30年度（2018年度） ごみの排出量および処理量等計画値

| 項目 | 単位 | 計画値 | 備考 |
|--|-------|---------|----|
| 人口 | 人 | 102,348 | |
| 総排出量 | t/年 | 26,684 | |
| 家庭系ごみ排出原単位 | g/人・日 | 524 | |
| 燃やすごみ | g/人・日 | 359 | |
| 埋立ごみ | g/人・日 | 32 | |
| 資源ごみ | g/人・日 | 134 | |
| 紙 | g/人・日 | 77 | |
| 金属 | g/人・日 | 11 | |
| ガラスびん | g/人・日 | 10 | |
| ペットボトル | g/人・日 | 1 | |
| プラマーク | g/人・日 | 34 | |
| その他 | g/人・日 | 1 | |
| 生ごみ | g/人・日 | 0 | |
| 集団回収量原単位 | g/人・日 | 24 | |
| 家庭系ごみ排出量 | t/年 | 19,575 | |
| 燃やすごみ | t/年 | 13,396 | |
| 埋立ごみ | t/年 | 1,184 | |
| 資源ごみ | t/年 | 4,995 | |
| 紙 | t/年 | 2,869 | |
| 金属 | t/年 | 415 | |
| ガラスびん | t/年 | 377 | |
| ペットボトル | t/年 | 41 | |
| プラマーク | t/年 | 1,263 | |
| その他 | t/年 | 30 | |
| 生ごみ | t/年 | 0 | |
| 集団回収量 | t/年 | 912 | |
| 事業系ごみ排出量 | t/年 | 6,197 | |
| 自家処理量 | t/年 | 683 | |
| 中間処理量 | t/年 | 19,593 | |
| 焼却処理量 | t/年 | 19,593 | |
| 堆肥化量 | t/年 | 0 | |
| 最終処分量 | t/年 | 3,565 | |
| 処理後再生利用量 | t/年 | 0 | |
| うちスラグ | t/年 | 0 | |
| 再資源化量 | t/年 | 5,907 | |
| 再資源化率 | % | 22.1 | |
| 家庭系ごみ再資源化率 | % | 25.5 | |
| 市民一人あたりが1日に排出するごみの量 （家庭系ごみ排出量＋集団回収量＋事業系ごみ排出量） | g | 714 | |
| 市民一人あたりが1日に排出するごみの量 （家庭系ごみ排出量） | g | 524 | |

※端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

5 事業実施計画

(1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

| 区 分 | 取組み内容 |
|-----------------------|---|
| 1) 「2R」の推進 | ○リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）への理解が深まり、その取組みが習慣化することを目指して、分別に関するガイドブックや飯田市公式ウェブサイトなどにより、機会あるごとにその周知を行います。 また、南信州広域連合の桐林リサイクルセンターにおけるリユースの取組みの周知を図り、利用の促進に努めます。 |
| 2) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 | ○南信州レジ袋削減推進協議会へ参加し、平成21年2月よりレジ袋有料化（無料配布中止）に取り組む中、引き続き店頭啓発などを行ってマイバッグ持参運動を推進し、同協議会の目標「レジ袋辞退率を95%以上にする」の達成を目指します。 |
| 3) 事業系一般廃棄物の減量化 | ○事業者に対して、国際規格 ISO14001 や同規格の基本的な取組みを簡易なシステムとして提供している「南信州いいむす21」、「エコアクション21」の認証取得を促し、環境マネジメントシステムを導入して事業活動に伴って発生する一般廃棄物の減量に取り組む事業者を増やしていきます。 |
| 4) 生ごみ処理機器の購入費の補助 | ○燃やすごみの多くを占める家庭から排出される生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機器を購入して堆肥化による再生利用や乾燥による減量化を行う家庭に対して、その購入費を補助します。 |

(2) リサイクル（再生利用）の推進

| 区 分 | 取組み内容 |
|---------------------|--|
| 1) リサイクルの啓発 | ○各地区まちづくり委員会との協働により、燃やすごみと埋立ごみの組成調査を実施して、資源ごみ（厚紙、金属、プラマーク、ペットボトル、ガラスびん）の混入状況を把握するとともに、その結果を公表し、地域の啓発活動に活用することで、リサイクルに係る市民意識の向上を図ります。 ○飯田市公式ウェブサイトやごみ・リサイクルカレンダー等による広報を通じ、市内小売店（食品スーパー等）におけるトレイ、紙パック、ペットボトル、古紙、空き缶等の店頭回収の利用を促進します。 ○飯田市公式ウェブサイトなどによる啓発活動により、事業系一般廃棄物をごみ集積所へ排出することや産業廃棄物を排出することを抑制し、ごみ処理の適正化を図ります。 ○南信州いいむす21等の環境マネジメントシステムに基づく自主的な計画の策定を働きかけ、事業者に対して環境負荷の少ない製品利用の促進などを図ります。 ○市の調達する物品について、「飯田市グリーン購入基本方針」および「飯田市グリーン購入調達指針」に基づき、環境負荷の少ない物品の購入を推進します。 また、飯田市環境配慮型製品「ぐりいいんだ」の活用を推進します。 |
| 2) 資源ごみの収集運搬と処理 | ○家庭から排出される紙類、金属類、ガラスびん、特定ごみの収集運搬および再資源化を推進します。 ○容器包装リサイクル法に基づき、家庭から排出されるペットボトル、ガラスびん（一部）、プラスチック製容器包装廃棄物の収集運搬および再資源化を推進します。 |
| 3) リサイクルステーションの管理運営 | ○リサイクルステーションの適切な運営と管理を各地区まちづくり委員会等への委託により行います。 ○収集日や受入時間など、ニーズに合わせて資源ごみを受け入れる体制について研究します。 |

| 区 分 | 取組み内容 |
|-------------------|---|
| 4) 資源回収団体への補助金の交付 | ○飯田市資源物回収団体連絡協議会に登録がある「市内に居住する者で組織された営利を目的としない団体」に対して、資源物回収事業補助金を交付し、リサイクル（再生利用）活動を支援します。 |

(3) ごみの適正処理の推進

| 区 分 | 取組み内容 |
|------------------|---|
| 1) ごみの適正排出の啓発 | <p>○ごみ・リサイクルカレンダー及び分別に関するガイドブックの配布、飯田市公式ウェブサイトへの情報掲載により、ごみの適正排出について啓発を行います。なお、配布物については、多文化共生社会の進展を考慮して、外国語版も作成し、配布を行います。さらに、視覚障がい者のみなさんが分別に関するガイドブックの内容をパソコンで聞けるように、音声読み上げソフト用のテキストデータを作成して飯田市公式ウェブサイトへ掲載します。</p> <p>○各地区まちづくり委員会との協働により実施するごみの組成調査の結果を活用し、実態を踏まえたごみの適正な排出について啓発を行います。</p> <p>○まちづくり委員会等との協働により、ごみ集積所に排出される不適正なごみの実態を把握する中で、その改善、適正化に向けた啓発を行います。アパート等の集合住宅においては、管理者等により、ごみ集積所の管理や居住者に対するごみの適正排出について指導をいただくよう、働きかけを行います。</p> <p>○廃棄物を焼却する違法な野外焼却の禁止について十分な周知を行い、啓発に努めます。</p> |
| 2) ごみの収集運搬 | <p>○市が行うごみ集積所に排出されたごみの収集および運搬業務について、常に各種法制度を遵守するとともに、一般廃棄物処理計画に基づく適正な処理を行います。</p> <p>○高齢化や医療技術の進歩等に伴って増加が見込まれる在宅医療廃棄物について、医師会、薬剤師会、行政機関等と連携して廃棄物の種類に応じた適正な処理を行うとともに、今後も在宅医療の動向に応じて適正な処理を行います。</p> <p>○高齢化の進展により、当市においても人口に占める高齢者の割合が増え、高齢などの理由で遠く離れたごみ集積所までごみを運ぶことが難しくなる方が多くなるため、ごみ集積所の設置基準の緩和し、ごみが出しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>また、ごみ集積所へごみを出すことが難しくなっている世帯については、まちづくり委員会等による助け合い制度による対応のほか、福祉政策による対応などについても、福祉関係部課等を交えて検討します。</p> |
| 3) ごみ集積所の管理運営 | <p>○家庭から排出されるごみの適正化を図るため、各地区まちづくり委員会等へ委託し、ごみ集積所の適切な運営と管理、排出者への分別指導等を行います。</p> <p>○ごみ集積所の適正な管理、排出者への案内のため、ごみ集積所へ看板を設置します。また、外国人向けの案内として、必要に応じて外国語による看板も設置します。</p> |
| 4) 粗大ごみの戸別収集 | <p>○家庭から排出される大型のごみのうち、自ら運搬ができないごみについて有料による戸別収集を行います。</p> <p>なお、高齢化により拡大するニーズへ対応し、家電リサイクル法に定められた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、大量のガラスびんを収集対象品目に加えます。</p> |
| 5) ごみ処理費用負担制度の運用 | <p>○ごみ処理費用負担制度を適切に運用し、ごみを排出する方には排出したごみの量に応じた平等な負担をいただきます。ごみを多く排出する方は多くの負担をいただくことで公平性を保ちながら、ごみの適正排出や減量化を図ります。</p> |

| | |
|-------------|--|
| 6) 死亡犬猫等の回収 | ○公共の場の環境衛生を保持するために、道路上などで死亡した猫等を回収します。 |
|-------------|--|

(4) 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

| 区 分 | 取組み内容 |
|---------------------|--|
| 1) ポイ捨て等を防止するための啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○「飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例」の周知に努め、市民や事業者等の意識啓発を図ります。 ○ポイ捨てや不法投棄の大半を占める生活ごみ、家電リサイクル法に定められた家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）などの適正な排出方法について、ごみ・リサイクルカレンダーや分別に関するガイドブック、飯田市公式ウェブサイトなどで周知を図ります。 |
| 2) ごみゼロ運動の実施 | ○春と秋にごみゼロ運動、夏に水辺等美化活動を行い、地域の住民や事業者、行政の協働により、地域の環境美化に努めます。 |
| 3) 不法投棄パトロールの実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○市内 20 地区に 1 名ずつの不法投棄パトロール員を任命し、不法投棄防止のためのパトロールを月に 2 回実施します。また、環境美化指導員による昼間および夜間パトロールを実施します。 ○不法投棄パトロール等により発見した不法投棄について、警察、県等の行政機関と連携し、現行法令により厳正に対処します。 ○不法投棄パトロール等により発見した放置自動車について、条例等に基づき調査、認定および使用者等への指導、撤去等または廃物認定、処分等を行います。 |
| 4) 地域環境美化推進事業補助金の交付 | ○各地区のまちづくり委員会等が取り組むポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりを推進するため、地域における各種環境美化活動に対して補助金を交付し、その支援を行います。 |
| 5) 地域環境美化活動への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○春と秋に開催するごみゼロ運動、夏に開催される水辺の美化活動などの環境美化運動により回収されたごみの処理等の支援を行います。 ○公共の場におけるポイ捨てごみや不法投棄ごみの回収、草刈りなどの環境美化活動を支援するため、市民や事業者、各種団体等に対してボランティアごみ袋の交付を行います。 ○ポイ捨てごみや不法投棄ごみの大規模な回収事業により回収された大型・大量のごみの運搬等の処理について支援を行います。 |

(5) 処理施設の適正管理と整備への協力

| 区 分 | 取組み内容 |
|---------------------|---|
| 1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○本計画等に定められた一般廃棄物の受け入れを適正に行います。 ○「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年 3 月 14 日総理府令・厚生省令 1 号）」に定められた技術上の基準に基づき、受け入れたごみを適正に埋立処分するとともに、BOD（生物化学的酸素要求量）を 60mg/ℓ以下まで下げる処理をして放流するなど、最終処分場の排出水の定期的な検査および安全な管理に努めます。 ○南信州広域連合が運営する稲葉クリーンセンターで発生する残渣については、今後も搬入量に応じた割合で引取りを行い、埋立処分をします。 ○埋立処理を終えたイタチガ沢最終処分場については、周辺の土壌および水質に係る定期的な検査（BOD（生物化学的酸素要求量）60mg/ℓ以下の基準を満たしているかどうか）や法面整備等を実施します。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 2) 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力 | ○正式に稼動した稲葉クリーンセンターの管理と運営に協力するとともに、ごみの搬入に関するルールに従い、適正に分別した燃やすごみの搬入を行うなど、施設の適正な利用に努めます。 |
|---------------------------|---|

(6) 環境学習等

| 区 分 | 取組み内容 |
|---------------------------|---|
| 1) 「3R」の推進やごみの適正処理に関する学習等 | <p>○廃棄物の適正な処理について知識を有する市民で市長が委嘱した者を環境アドバイザーとして登録し、地域等で開催されるごみ分別学習会、社会見学等の講師として派遣します。また、環境課職員も、地域におけるごみ分別学習会などの講師を務めます。</p> <p>○各地区まちづくり委員会等の環境衛生担当委員のみなさんと、必要に応じてごみ処理施設やリサイクル工場などの施設見学を行います。各地における工夫や特色、先進的な取組みを学び、地域の環境美化活動やごみの適正処理の推進に活用します。</p> <p>○ごみの適正処理啓発市民ボランティアとの協働により、各地域でごみの適正処理の啓発を行うとともに、さらなるごみの減量化、適正処理等を推進するための取組み等について研究を行います。</p> |
| 2) 子どもを対象とした環境への関心を高める取組み | <p>○小学4年生を対象に、ごみ処理に関する学習を目的に副読本を配布します。</p> <p>○小学生を対象に、ごみの散乱防止などに関するポスターや環境標語を募集し、環境について考える機会を設けるとともに、優秀な作品を表彰・展示して広く啓発を行います。また、啓発用看板を作成して地域へ配布し、適正なごみ処理等の意識の醸成を図ります。</p> <p>○小中学校のPTAを中心とした古紙等の資源物回収に対して支援を行い、継続的に子どもがリサイクル（再生利用）について学ぶ機会を設けます。</p> <p>○小中学校へ生ごみ処理機器を導入し、給食で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみを堆肥化することで、リサイクル（再生利用）への関心を高めます。</p> <p>○小中学校における環境マネジメントシステムの取組みにより、義務教育過程において、環境への配慮、ごみの減量や正しい分別などを学びます。</p> |

(7) 重点課題

| 区 分 | 取組み内容 |
|-------------------------|---|
| 1) 高齢社会に対応したごみの排出方法への変更 | <p>○高齢により、現在利用しているごみ集積所までごみを運ぶことが難しくなっている方の負担を軽減するため、ごみ集積所の新設にかかる設置基準である利用世帯数を20から15へ緩和し、ごみ集積所の再配置を進めます。</p> <p>○すべてのごみ袋をレジ袋のような形状に変更して持ちやすくするとともに、麻ひもやガムテープを使わずにごみ袋の口を閉じることができるようにすることで、高齢者等の負担を軽減します。</p> <p>○ごみ集積所へ排出することができない大型のごみを自らごみ処理施設まで運搬できない高齢者等に多くご利用いただいている粗大ごみ戸別収集事業の対象品目に、家電4品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）、大量のガラスびんを加え、高齢者の実情に適應した制度に変更するとともに、利用者のニーズに應えて利便性を高めます。</p> <p>○ごみ分別区分「資源ごみ（プラ資源）」を「資源ごみ（プラマーク）」に、また、指定ごみ袋の名称「プラスチック製容器包装専用袋」を「資源ごみ（プラマーク）」に変更して、新たに燃やすごみに分別することとしたプラスチック製品との区別を明確にするとともに、分別の際の目安になる表記とし、わかりやすい制度に改良します。</p> <p>○資源ごみ（プラマーク）は、排出時に対象物に付着した汚れを取るために水やお湯、場合によっては洗剤などを使用していただいていたりましたが、今後は1回程度、水で洗って汚れが落ちれば資源ごみ（プラマーク）に分別することとし、汚れが落ちなかった場合には燃やすごみへ分別するよう排出の基準を見直します。資源化するために別の資源を大量に使用することは避け、資源化のための必要な処理のみを行う排出方法とします。</p> <p>○プラマークの表示がある発泡スチロールは、拳の大きさになるまで砕いてから排出するルールとしていたりましたが、板状になるまで壊せば、資源ごみ（プラマーク）として排出ができるように排出方法を簡素化します。</p> |

| 区 分 | 取組み内容 |
|-----------------------------------|--|
| 2) 稲葉クリーンセンターへの移行に伴う燃やすごみ等の分別の適正化 | <p>○稲葉クリーンセンターでは、家庭から排出されるごみのうち、これまで燃やすごみとして分別されてきた「紙くず、木くず、生ごみ、紙おむつ、天然素材を使用した衣類や布団等」に加え、「プラスチック類、ビニール製品、皮革製品、ゴム製品」も焼却処理できるようになりました。</p> <p>これにより、これまで埋立ごみとして分別していた「プラスチック類、皮革製品、ゴム製品やビニール製品」は、燃やすごみに分別して排出することとなりました。</p> <p>この変更にあたり、当面の間は、これまでの慣れた分別での排出や分別の誤りなどが発生し、ごみ集積所の管理などに苦慮することが見込まれます。</p> <p>また、燃やすごみ指定ごみ袋が紙製からポリエチレン製に変わるほか、他のごみ袋の仕様の変更も行うため、新旧のごみ袋が混在して使用されるなど、排出者もごみの収集運搬側も新体制に馴染むまでに時間を要すると思われます。</p> <p>このことから、当面の間は、これらの変更について重点的に、繰り返し周知を行い、不適正な排出等にこまめに対応する中、新しい制度の恒常化を最優先に取り組みます。</p> |

別表

1 一般廃棄物処理（収集、運搬又は処分）許可業者

(1) 収集又は運搬

別表1 一般廃棄物処理業者（収集又は運搬）許可業者（番号には欠番があります。）

| 番号 | 事業者名および事業者の住所 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ |
|----|--|---|------------------------------|
| 1 | 有限会社アースクリーン 下伊那郡喬木村 7217 番地2 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 2 | 株式会社アイ・コーポレーション 岡谷市川岸東一丁目4番23号 | 大型又は大量の場合および動物の死骸、特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 3 | 青山 幸男 飯田市鼎上山 3687 番地3 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | — |
| 4 | 朝山 博幸（便利屋アルプス飯田店） 下伊那郡下條村陽阜 6262 番地 | 下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、阿智村および下伊那南部5か町村で収集した燃やすごみを市内処理施設へ運搬する場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を運搬する場合に限る。 | — |
| 5 | 株式会社あずさ環境保全 松本市波田 2019 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 6 | 飯田クリーン有限会社 飯田市大王路二丁目4番地2 | 簡易浄化槽の汚泥および大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 7 | 飯田清掃株式会社 飯田市鼎名古熊 2423 番地1 | 特別管理廃棄物を除く。 し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水処理施設汚泥および動物死骸に限る。 | |
| 8 | 有限会社飯田美掃 飯田市龍江 414 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 9 | 株式会社五十川商店 飯田市上郷黒田 838 番地1 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 10 | 株式会社イナック 上伊那郡宮田村 5339 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。資源化できる紙、ダンボールに限る。 |
| 11 | エコトピア飯田株式会社 飯田市上郷黒田 366 番地1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 12 | 株式会社恵那興業 下伊那郡阿智村駒場 2007 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 13 | 有限会社恵比寿産業 駒ヶ根市赤穂 14 番地 672 | 下伊那郡松川町、高森町、喬木村、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 14 | 有限会社遠藤産業 上伊那郡辰野町大字伊那富 2156 番地3 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 15 | 有限会社春日井リサイクル 飯田市鼎名古熊 2093 番地3 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 16 | 有限会社片桐清掃 飯田市下久堅下虎岩 483 番地6 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 17 | 有限会社加藤産業 下伊那郡高森町下市田 2422 番地の52 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 18 | 有限会社カメヤマ 飯田市鼎中平 2282 番地3 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 19 | 北沢 美義 飯田市東中央通 3050 番地2 | 大型・大量の場合に限る。 | — |

| 番号 | 事業者名および事業者の住所 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ |
|----|-------------------------------------|--|---|
| 20 | 有限会社協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地2 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 21 | 特定非営利活動法人くれよん 飯田市宮ノ上 3923 番地 1 | 大型・大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 古紙、新聞紙、ダンボールに限る。 |
| 22 | 黒澤 雄太 下伊那郡喬木村 287 番地5 | — | 特別管理廃棄物を除く。 下伊那郡喬木村、豊丘村の事業者から排出されたものは市内処理施設へ運搬する場合に限る。 |
| 23 | 株式会社サンアール 飯田市鼎切石 4004 番地 1 | 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。 | — |
| 24 | 株式会社シーテック 名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目 45 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 水力発電所のダム管理における流木、落ち葉等に限る。 |
| 25 | シブキヤ建設株式会社 下伊那郡松川町元大島 2715 番地 47 | 下伊那郡松川町、高森町、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 下伊那郡松川町、高森町、豊丘村、大鹿村で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。 |
| 26 | 島岡 茂 飯田市宮ノ上 4004 番地 1 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 27 | 有限会社島菊花堂 飯田市知久町四丁目 1230 番地6 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 28 | ジャーナル商事株式会社 飯田市高羽町三丁目 1 番地 11 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 29 | 有限会社セーブ 飯田市大瀬木 2720 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 30 | 有限会社総合環境整備 下伊那郡天龍村平岡 1401 番地 | 下伊那南部総合事務組合構成町村（阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村）内から収集した燃やすごみを市内焼却処理施設に運搬する場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 下伊那南部総合事務組合構成町村（阿南町、下條村、売木村、天龍村、泰阜村）内から収集した燃やすごみを市内焼却処理施設に運搬する場合に限る。 |
| 31 | 園原住興有限会社 下伊那郡阿智村伍和 5071 番地4 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 32 | 有限会社タカハ 飯田市松尾明 7714 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 33 | 宝資源開発株式会社 長野市青木島町青木島乙 661 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 34 | 有限会社竹原運送店 飯田市上郷飯沼 519 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 35 | 有限会社竹原建材 飯田市上郷飯沼 3282 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 36 | 有限会社ダスト 飯田市鼎名古熊 1748 番地 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 37 | 多摩川口ジステックス株式会社 飯田市毛賀 1020 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 38 | 有限会社千葉晝店 飯田市小伝馬町一丁目 37 番地 | 大型又は大量の場合に限る。燃やすごみに限る。 | — |
| 39 | 長豊建設株式会社 飯田市座光寺 5558 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 40 | 有限会社トランスパック 飯田市毛賀 208 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 41 | 直富商事株式会社 長野市大字大豆島 3397 番地6 | — | 特別管理廃棄物を除く。 生ごみに限る。 |

| 番号 | 事業者名および事業者の住所 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ |
|----|--|---|---|
| 42 | 有限会社中平商店 下伊那郡豊丘村大字河野 332 番地 1 | 下伊那郡豊丘村で収集した特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器の運搬に限る。 | — |
| 43 | 有限会社ナカタ商事 飯田市松尾代田 862 番地 4 | 大型又は大量の場合に限る。燃やすごみに限る。 | 特別管理廃棄物を除く。燃やすごみに限る。 |
| 44 | 中日本ロード・メンテナンス東海株式会社 名古屋市中区錦一丁目 3 番 18 号 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 45 | 有限会社長野県環境開発 飯田市中央通り一丁目 26 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 46 | 株式会社那須屋興産 伊那市西町 6612 番地 2 | 下伊那郡高森町で収集したものを市内処理施設へ運搬する場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。下伊那郡高森町、豊丘村の事業者から排出されたものは市内処理施設へ運搬する場合に限る。 |
| 47 | 有限会社南信チップセンター 飯田市上殿岡 359 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。木くずに限る。 | 特別管理廃棄物を除く。木くずに限る。 |
| 48 | 有限会社津野興業 駒ヶ根市赤穂 16558 番地 5 | — | 特別管理廃棄物を除く。木くず（流木、倒木、剪定木、伐採木）に限る。 |
| 49 | 二吉建設株式会社 飯田市下久堅下虎岩 975 番地 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 50 | 株式会社 B I S O 伊那市東春近 549 番地 3 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 51 | 有限会社福岡清掃事業所 飯田市下久堅下虎岩 526 番地 1 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 52 | 有限会社富士ビルサービス 飯田市鼎中平 1968 番地 3 | — | 特別管理廃棄物を除く。下伊那郡阿智村、豊丘村の事業者から排出されたものは市内処理施設へ運搬する場合に限る。 |
| 53 | 株式会社マエダ 飯田市松尾上溝 3141 番地 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 54 | 前田産業株式会社 飯田市松尾町二丁目 16 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 55 | 有限会社牧野産業 飯田市鼎下山 814 番地 3 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 56 | 有限会社松岡産業 駒ヶ根市赤穂 14616 番地 25 | — | 特別管理廃棄物を除く。契約業者から排出される資源化できない廃棄書類等に限る。 |
| 57 | 株式会社マルケイ 飯田市松尾上溝 3033 番地 3 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 58 | 丸忠リサイクル株式会社 上伊那郡飯島町飯島 152 番地 1 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 59 | 有限会社ミウラ 飯田市山本 6726 番地 64 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 60 | 有限会社ミツイシ 木曾郡南木曾町吾妻 2511 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 61 | 有限会社宮口屋 飯田市川路 2875 番地 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 62 | 有限会社メンテナンス矢澤 飯田市松尾城 4124 番地 1 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |

| 番号 | 事業者名および事業者の住所 | 家庭系ごみ | 事業系ごみ |
|----|-------------------------------------|--|--|
| 63 | 矢澤 一人 飯田市北方 341 番地 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | — |
| 64 | 横田商事株式会社 飯田市羽場町三丁目 11 番地 1 | — | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 65 | 吉川建設株式会社 飯田市松尾町二丁目 25 番地 | 大型又は大量の場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 66 | 有限会社吉川建設工業 下伊那郡喬木村 15820 番地 3 | 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。 |
| 67 | 株式会社吉川商店 岡谷市湖畔一丁目 7 番 4 号 | — | 特別管理廃棄物を除く。 契約事業者から排出された資源化できない廃棄書類等に限る。 |
| 68 | 米山 周平 飯田市毛賀 1121 番地 10 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 69 | 有限会社ライフクリーン 下伊那郡松川町元大島 3809 番地 8 | 下伊那郡松川町で収集した燃やすごみを市内処理施設へ運搬する場合に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 下伊那郡松川町、高森町で収集した燃やすごみは市内処理施設へ運搬する場合に限る。 |
| 70 | 有限会社ワールドグリーン 下伊那郡高森町山吹 3099 番地 7 | 大型又は大量の場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除く。 |
| 71 | 和田 貴雄 飯田市松尾代田 1455 番地 3 | 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（残置物）のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合および特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器に限る。 | 特別管理廃棄物を除き、残置物のうち、一般廃棄物の処理を依頼された場合に限る。 |

(2) 処分業

別表 2 一般廃棄物処理業者（処分）許可業者

| 番号 | 事業者名 住所 | 一般廃棄物の種類 |
|----|---|---------------------------------------|
| 1 | 株式会社アース・グリーン・マネジメント 飯田市中心通り 1 丁目 26 番地 | 廃プラスチック類（ペットボトル又はペット樹脂） |
| 2 | 有限会社いいだ有機 飯田市下久堅下虎岩 493 番地 | 生ごみ、きのこ廃培地 |
| 3 | エコトピア飯田株式会社 飯田市上郷黒田 366 番地 1 | 古紙（新聞紙、電話帳、厚雑誌、チラシ、雑誌） |
| 4 | 有限会社協和産業 飯田市松尾寺所 7451 番地 2 | 期限切れ菓子およびコンビニエンスストア又はスーパーマーケットの期限切れ食品 |
| 5 | 株式会社シーテック 名古屋瑞穂区洲雲町四丁目 45 番地 | 流木、落ち葉 |
| 6 | 有限会社南信チップセンター 飯田市上殿岡 359 番地 1 | 木くず |
| 7 | 有限会社ワチノ 下伊那郡阿南町西條 1934 番地 2 | 竹、木くず |